

# 相続発生後にすべきこと(VOL. 1)

## ・相続発生後の手続きは？

相続が発生した時は、気が動転して、何をやっていいのかわからなくなることがあります。そこで、相続が発生した場合の手続きについて、今月から3回に分けて説明していきましょう。

当然まず、葬儀関係手続きに入りますが、相続手続としては、市町村役場へ死亡届を提出します。死亡届は死亡後7日以内に行い、医師の死亡診断書の添付が必要です。死亡届を提出しないと、火葬や埋葬の許可がとれませんので、まず最初にやるべき手続です。それから、初七日、四十九日法要等、と進んでいきますが、相続手続としては次の順序で行っていきます。

### 遺言書の確認

遺言書の有無によって、遺産分割が全て変わってきますので、最初に確認します。発見された場合は、遅滞なく家庭裁判所で検認の手続きをします。

### 相続人を確定する

被相続人の出生からの戸籍謄本を取り寄せて、相続人を確定しなければなりません。非嫡出子等の確認をしなければ、最終的な法定相続分も確定しません。

### 相続財産の調査

被相続人の財産、負債の調査をする事によって、債務超過の場合には、限定承認、放棄の手続きをする必要がでてきます。

### 葬式費用の整理をする

### 限定承認、相続放棄の手続

債務が多い場合には、相続開始を知った日から3ヶ月以内に手続しなければなりません。

### 所得税の準確定申告

相続発生後4ヶ月以内に、その年1月1日から死亡の日までの個人所得税の申告をします。

### 遺産分割協議をする

### 生命保険の請求をする

### 財産の名義を変更する

### 相続税の申告をする

相続開始から10ヶ月以内です

## ・手続きの具体的内容

### 遺言書の確認

#### (1) 遺言書の検認

相続手続で、最初にやる手続が遺言書の確認です。その有無により、遺言がある場合には、遺言に従い分割を進め、遺留分を侵す場合は、遺留分の減殺請求をする可能性があります。また、無い場合には、相続人による協議により分割をする様になります。

確認の方法としては、貸金庫か自宅の金庫等の重要書類の中にある場合が多いと思われませんが、発見した場合には、開封せずに遅滞なく家庭裁判所に提出して遺言書の「検認」を請求しなければなりません。

また、公証役場作成の遺言書は公証人が作成した公文書で、公証役場に元本がありますので、検認の必要はありません。

#### (2) 遺言の執行

遺言書の検認後は、遺産分割に入っていきます。

遺産分割は遺言書に従って進めていきますが、それを行う者を遺言執行者といいます。遺言執行者は遺言の中で指定されている場合が一般的ですが、指定されていない場合には家庭裁判所が選任することになります。

### 相続人を確定する

相続手続を行う上で、一番重要な事は相続人の確定です。相続とは、被相続人の財産債務を相続人が承継する手続をいいますので、相続人が誰で何人なのかを確定する必要があります。

相続人を確定するには、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本を取りよせなければなりません。先妻の子供がある場合や、認知した子がいる場合などは、相続人の数や法定相続分が変わってきますので、注意が必要です。

次に、相続人についても生存を確認する上で出生からの戸籍謄本と住民票の写しもとっておく必要があります。

相続人が死亡している場合には、代襲相続人を確定しなければなりませんので、速やかにこの作業を行います。

また、出生からの戸籍謄本が全国各地にわたる場合に、入手が困難な場合には弁護士や司法書士に職権で取り寄せてもらう方が速やかに入手できますので、是非御相談下さい。なお、戸籍謄本と住民票の写しは、相続税の申告、相続登記にも必要となりますので、合計3通ずつ取り寄せておくと良いでしょう。